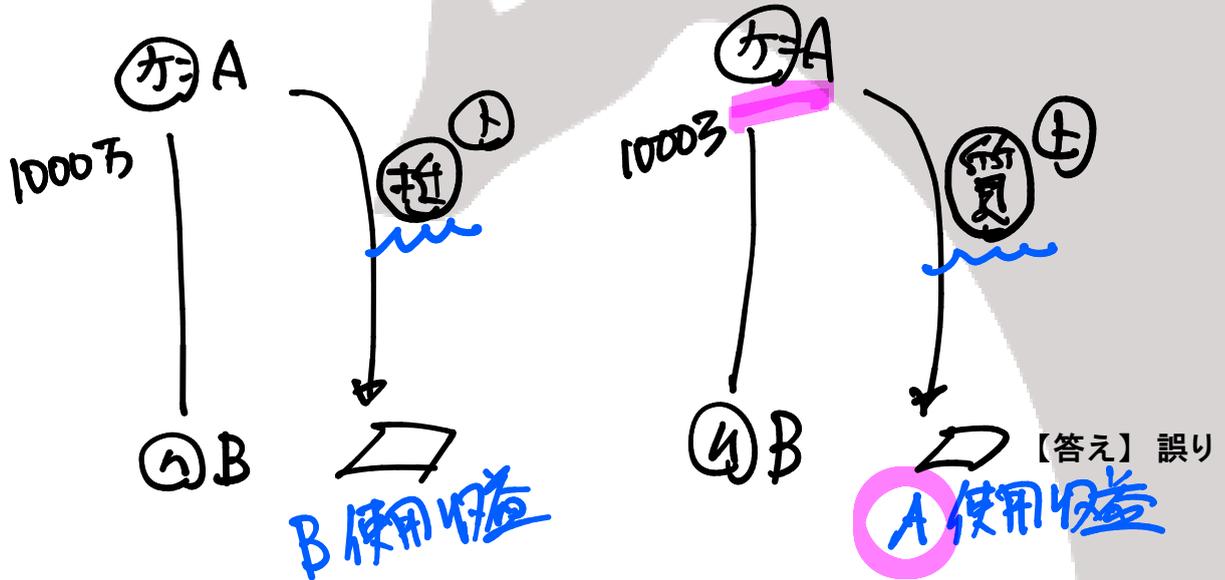


不動産質 H19-07-3 <<#351>>

【問】正誤をつけよ。

質権は、占有の継続が第三者に対する対抗要件と定められているため、動産を目的として質権を設定することはできるが、登記を対抗要件とする不動産を目的として質権を設定することはできない。✖



《ポイント》 不動産質権者による使用及び収益

不動産質権者は、質権の目的である不動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。(民法 356 条)